

14.4 675

昭和七年  
朝日年鑑附錄

府縣會議員選舉便覽



始



## 緒言

昭和六年九月二十一日から十月十四日までの間に全国各府縣、解散、その他の理由で本年行はれない一道八府縣を除く）において執行される府縣會議員の總選舉は、大正十五年六月改正された府縣制による二度目の總選舉であるが、これに関する諸規定は、なほ一般に周知されてゐない感みがある

よつてこゝに現行府縣制中、選舉に関する條項並にこれに附隨する規定、疑義につき内務省が與へた解釋、大審院の判決例、取扱上の實例等の要點を、極めて平易に摘記し、以て一般選舉關係者の便益を計ると共に、選舉の公正を期する一助とする

## 目次

議員定員・有権者數・總選舉期日一覽……………	四
府縣會議員の定員と任期……………	五
選舉權および被選舉權に関する事項……………	六
投票に関する事項……………	八
補缺選舉に関する事項……………	一
開票に関する事項……………	二
議員候補者に関する事項……………	四
當選者に関する事項……………	五
選舉運動に関する事項……………	八
選舉運動費に関する事項……………	三
選舉の罰則に関する事項……………	四



## 二 選挙権および被選挙権に関する事項

選挙権および被選挙権を有するもの

選挙権および被選挙権を有せないもの

選挙権を有するも被選挙権を有せないもの  
被選挙権を失ふ場合

兵役に編入せられた者

府縣内の市町村公民は選挙権および被選挙権がある  
「市町村公民」とは二年以來同一市町村の住民で年齢二十五歳以上の男子但し缺格條項は別に規定されてゐる(市制第九條一項より七項)(町村制第七條一項より七項)

陸海軍軍人にして現役中のもの(未だ入營せないもの及び歸休下士官兵を除く)

戦時もしくは事變に際し召集中のもの

兵籍に編入せられた學生生徒(勅令をもつて定めるものをのぞく)

志願により國民軍に編入せられたもの

市町村公民權停止中のもの(市制第九條一項より七項)(町村制第七條一項より七項)

在職の檢事、警察官吏および收税官吏

選挙事務に關係ある官吏及び吏員(關係のない選挙區においては被選挙権がある)

禁治産者又は準禁治産者となつたとき

破産者となつたとき

禁錮以上の刑に處せられたとき

選挙に關する犯罪により罰金の刑に處せられたとき

府縣外に住所を移したとき

陸軍各部依託學生、生徒

學生徒で選挙権及被選挙権を有するもの

貧困により生活のため公私の救助を受けまたは扶助を受けるもの  
(即ち選挙権及被選挙権のない者)

前項に該當しないもの  
(即ち選挙権及被選挙権のある者)

海軍軍醫學生、藥劑學生、主計學生、造船學生、造船學生、造船學生、造船學生

海軍豫備生徒、海軍豫備練習生

乞食をなすもの

救恤規則により救助を受けるもの

養老院に收容せらるゝものおよび養老院より院外救助を受けるもの

貧困に陥つたため舊子弟から生活上の扶助を受けるもの

養子となりて他の家に入つたものが貧困に陥つたため實家から生活の補助を受けるもの

生活のため他から補助を受けるもの、世帯に屬するもの

軍事救護法により救助を受けるもの

廢兵院法により救護を受けるもの

罹災救助を受けるもの

恩給法等により恩給または遺族扶助料等を受けるもの

工場法、鑛業法、傭人扶助令により扶助を受けるもの

各種共済組合より給與等を受けるもの

施療施設を受けるもの

學費の補助を受けるもの

年未年始等において何等かの名義のもとに施與を受けるもの

傳染病豫防法により生活費を受けるもの

親戚故舊等から體面維持のため補助を受けるもの

父兄から扶養を受ける子弟、或は子弟から扶養を受ける父兄、その他民法上の家族たる否とを問はず同一世帯内にあるものから扶助を受けるもの

托鉢僧、雲水、巡禮等  
(大正十五年三月二十日衆議院議員選舉法第六條第二號に關する件通牒)

### 三 投票に關する事項

#### 府縣知事の告示

選舉を行ふべき選舉區

投票の日時

選舉すべき議員の員數

以上は選舉期日前二十日目までに府縣知事が告示する

天災事變のため告示した日時に投票することが出来ない場合

再投票を行ふ必要がある場合

以上の時は府縣知事は當該選舉區または投票區につき投票を行ふ日時を定め投票の期日前七日目までに府縣知事から告示する

#### 投票期日特定の場合

府縣知事は島嶼その他交通不便の地に對しては、一定の投票期日以外に、適宜にその投票期日を定めて、選舉會の期日までに總ての手續を間にあはすことができる

#### 投票時間

府縣知事が告示するのだが、大體午前七時に投票所の門を開き午後六時に門を鎖す  
すでに投票所に入場してゐる選舉人は投票行爲の終るまでは規定の時間がきても退場を命ぜ

#### 投票用紙

一人一票(單記無記名)  
府縣知事の定めた一定の用紙  
書體は何でもよく議員候補者の氏名の判断し得らるゝ程度  
假名文字で自書したものは有効

#### 投票の種類

朝鮮文字及び羅馬字で書いたものは有効  
型を用いたもの、塗墨したもの、版で捺したもの等すべて自書しないものは無効  
蒙古文字、梵字、繪文字で書いたものは無効

#### 點字投票

府縣會議員選舉において行はれる投票の種類は(イ)普通投票(ロ)點字投票(ハ)假投票(ニ)後廻し投票

#### 假投票

點字投票は盲人に限られるもので、盲人にして投票せんとするものに對しては投票所の受付係において點字によるや否やを聴取し投票用紙引換票を交付し特定の投票用紙と引換へ選舉せしめる

#### 後廻し投票

盲人が投票に使用する點字は市制町村制施行令別表に定められたものによる  
投票管理から投票を拒否され不服の申立てをなしたときは假投票をなさしめ特に封筒にいれ封緘の上に自己の氏名を記載して投函せしめる  
投票管理者が正當の選舉人なりと認めるか投票立會人が異議の申立てをなした選舉人に對しても假投票をなさしめ前項と同一の投函法をとりしめる  
選舉人投票所に入り演説、討論をなし、もしくは喧擾にわたり、投票に關し協議もしくは勸誘

同府縣内で二以上の市町村において公民権を有する者の投票  
 投票所の告示  
 投票管理者  
 府縣知事が投票管理者を指定する場合  
 市町村長が投票管理者を指定する場合  
 投票立會人の數  
 その選定方法  
 投票立會人の資格

をなし其他投票所の秩序を紊るものとして制止され命に従はざるため退出せしめられたものは最後にいたり投票をすることができない  
 不在投票は衆議院議員選挙法には認められてゐるが府縣會議員選挙法には認められてゐない  
 住所地の市町村においてのみ投票する事が出来る  
 選挙の期日前五日目までに投票管理者たる市町村長から告示する  
 市町村長(特定の市においては區長)(別に特定のものもある)  
 數町村の區域をあはせて一投票區となした場合は府縣知事は關係町村長の内から投票管理者を指定する  
 市町村の區域を分つて數投票區となした場合は市町村長が投票管理者となるがその他の投票區は市町村長が市町村吏員中から投票管理者を指定する  
 三名以上でなければならぬ  
 議員候補者自身が選出するもの  
 投票管理者が官選するもの  
 議員候補者は一人だけを選ぶことが出来るが別に選出さなくてもよい  
 投票管理者は三人まで選ぶことができる  
 官選でも民選でも其投票區の選挙人名簿に記載されたもので本人が承諾したものであればよい  
 一旦引受けた投票立會人は正當の事由がなくては辭することが出来ぬ

疑問の選挙に對する處置

選挙人の資格に關する疑義、その他選挙に關する疑義については總て選挙當日の出来事であれば選挙係の中に調査係なる疑義引受所が選挙場に設置されるからこれによつて疑義の點は處置される

#### 四 補缺選挙に關する事項

補缺(再)選挙を行ふ場合  
 議員缺員になつても再選挙を行はない場合  
 補缺選挙を行はないで補缺當選者を定める場合

當選議員にして辭職缺員となつた場合  
 當選議員死亡したため缺員となつた場合  
 當選議員が選挙に關する犯罪で刑に處せられ當選無効となつた場合  
 當選議員が當選無効の訴訟を起されその結果當選無効となつた場合  
 以上の場合には缺員數が一名の場合でも三ヶ月以内に補缺選挙を行ふ  
 現任議員の任期満了前六ヶ月以内に缺員となつたとき  
 但し議員の數定員の三分の二に満たないときは再選挙を行ふこともある  
 當選の告知を受け規定の十日以内に當選を辭した場合、または規定の十日をすぎても當選承諾の意思を表示しない場合  
 數選挙區から選出された場合一區の當選を承諾したため他區が缺員となつた場合  
 他選挙區在職の官吏で當選したもの二十日以内に當選を辭した場合、または二十日を過ぎても

再選挙を行ふべき三ヶ月以内なる期間の起算法

當選承諾の意思を表示しない場合  
年長または抽籤で當選しながら承諾しない場合  
以上の場合缺員を生じたときは選挙會を開き法定数以上の得票を有しながら當選者とならなかつた者の中高點を有するものから順次補缺當選者たらしめる  
再選挙を行ふ必要事件が生じた翌日から起算  
選挙無効の場合は確定日の翌日から起算

### 五 開票に関する事項

開票区分割

特別の事情ありと認めた場合府縣知事は特に命令をもつて分割した開票區を設けることができる

選挙長

市長(特定の市においては區長)  
府縣知事から指定された官吏

開票所

開票管理者の指定した場所

開票管理者

開票管理者が開票の場所を定めたときはその場所と日時を告示する  
府縣知事の指定した官吏または吏員

開票立會人

投票立會人と同一方法により選任する

選挙會の日時

但し開票管理者の記録署名については二人以上の開票立會人の署名を要する

選挙會の場所

すべての投票函の送致を受けた日の翌日

得票数の發表方法

場合によつては投票函の送致を受けた日

選挙會の場所

天災事變の場合は更に期日を定める

無効投票

此場合は確定日時を直ちに選挙長から告示する

無効投票

市役所(特定の市には區役所)

無効投票

選挙長の指定した場所

無効投票

場所確定のときは直に選挙長から告示する

無効投票

選挙長は開票區ごとに各議員候補者の得票数を朗讀し(従前の如き一票づゝの點呼を廢す)終りに各議員候補者の得票總数を朗讀する

無効投票

一議員候補者につき二人の事務員をして各別にその得票数を計算せしめ、一投票區の計算終るごとに各議員候補者の得票数を朗讀し次に開票區毎に各議員候補者の得票数を朗讀し、終りに各議員候補者の得票總数を朗讀すること

無効投票

成規の紙を用ひないもの

無効投票

議員候補者でないもの、氏名を記載したもの

無効投票

一投票中二人以上の議員候補者の氏名を記載したもの

無効投票

被選挙権のない議員候補者の氏名を記載したもの

無効投票

議員候補者の氏名の外他事を記載したもの(爵位、職業、身分、住所、敬稱を記載したものは有効である)

議員候補者の氏名を自書しないもの  
 議員候補者の何人を記載したかを確認し難いもの  
 府照會議員の職にあるもの、氏名を記載したもの（本項は補缺選挙の場合にのみ適用）

### 六 議員候補者に関する事項

#### 法定議員候補者

選挙期日の告示があつた日から選挙期日前七日目までに選挙長へ立候補の旨を議員候補者たらんとする者が自ら届出たもの  
 選挙人名簿に登録せられたものが被選挙権を有する他人を前項の期間内に議員候補者として推薦届出たもの  
 前二項により届出た場合は現金二百圓または之に相當する額面の國債證書を供託しなければならぬ

#### 議員候補者の補缺

既に候補者となつた者が届出によつて辞退した場合  
 同死亡した場合  
 同被選挙権がなくなつた場合  
 以上の場合に限り選挙の前日まで議員候補者の届出または推薦届出ができる、その数は缺員の數より増す場合も認められる

#### 供託金品の返還される場合

議員候補者の得票數がその選挙區の配當議員數をもつて有効投票の總數を除して得た數の十分の一以上の場合

$$\frac{\text{有効投票總數}}{\text{議員配當數}} \times 1 = \text{得票數} - X$$

選挙期日前十日以内であつても被選挙権がなくなつたため已むなく議員候補者を辞した場合  
 選挙の期日前十一日までに議員候補者を辞した場合  
 投票所を開くべき時刻までに議員候補者が死亡した場合  
 選挙が全部無効となつた場合

#### 供託金品の没收される場合

議員候補者の得票數がその選挙區の配當議員數をもつて有効投票の總數を除して得た數の十分の一以下の場合

$$\frac{\text{有効投票總數}}{\text{議員配當數}} \times 1 = X - \text{得票數}$$

議員候補者選挙期日前十日以内に辭した場合  
 但し供託金品の没收されたものは府縣の財産となる

### 七 當選者に関する事項



當 選 者

選挙を行はないうで當選者を定める場合

當選者の承諾と不承諾

當選を承諾することの出来ないもの

有効投票の最多数を得たものから順次その選挙区の議員定数だけを選ぶ。但しその得票は當選法定数以上たることを要する

得票数同じときは年長者をとり年齢同じときは抽籤で決定する  
附則第百四十一條 第一  
附則第百四十二條 第五

議員候補者の数がその選挙区における議員の定数を超えないときは投票を行はないう。即ち無選挙となる

無選挙で當選者を定める場合は選挙長から投票管理者に通知しあはせてこれを告示し府縣知事へ報告する

前項の報告をうけた投票管理者は直にその旨告示する

當選者は當選の告知を選挙長から受けたときは十日以内に當選を承諾するや否やを府縣知事へ申し出ること

一人で數選挙区において當選し選挙長の告知をうけたときは最後に當選の告知を受けた日から十日以内に何れの選挙区の當選を承諾するかを府縣知事に申し出ること

府縣の官吏、府縣の有給吏員およびその他の職員で在職中のもの等の以外の官吏で當選したものは所屬長官の許可を得て承諾すべく、この場合は二十日以内に承諾不承諾の申出をしなければならぬ

府縣の官吏および有給吏員その他の職員で在職中のもの以外のもので所屬長官の許可を受けないうもの

府縣に對し請負をなすもの。府縣において費用を負担する事業で府縣知事もしくは知事の委任

府縣會議員が兼務出来ないもの

當 選 失 格

選挙及當選の効力に関する異議申立期間

府縣知事の異議申立

異議申立の處置

を受けたるものに對し請負をなすもの

以上二項の請負をなす會社または商店の支配人及び同一請負をなす法人の無限責任社員、取締役、監査役およびこれに準ずべきもの、並に清算人、支配人等

但し請負事業をやめるか、請負事業をしてゐる法人との關係を絶てば承諾することができる

府縣の官吏および有給の吏員その他の職員にして在職中のもの  
衆議院議員

當選者選挙の期日後において被選挙権がなくなつた場合

選挙運動費が法定額より超過して當選した場合

但しこの場合過失を認められない時は除外される

選挙罰則により刑に處せられたとき

選挙に関する異議は選挙の日から十四日以内

當選の効力に関する異議は當選者告示の日から十四日以内

以上二項府縣知事へ申立てること、この申立を受けた府縣知事は七日以内に府縣參事會の決定に附さねばならぬ

府縣知事は單獨で選挙または當選の効力に関する異議の決定を、當選者の報告を受けた日から三十日以内に府縣參事會へ求めることができる

異議申立を受けた府縣知事は七日以内に府縣參事會の決定を求めること

府縣知事から決定を求められた府縣參事會はその送付を受けた日から十四日以内に決定すること

<p>府縣參事會の決定に不服の場合 異議申立と議員の資格 府縣會議員の資格に関する異議申立 府縣會議員の失格 次點者の効力消失</p>	<p>この場合は異議申立の選挙人、議員候補者、府縣知事、選挙長から行政裁判所に出訴して判定をまつことができる 選挙または當選に関する異議申立期間、異議の決定確定しない間、行政裁判所で訴訟の繫屬する間は失格しない 府縣會から府縣知事へ申立て府縣參事會に決定せしめる 府縣知事から府縣參事會に決定せしめる 被選挙権がなくなつた場合 府縣に關係する請負事業に關係した場合 選挙の期日後において被選挙権を失つたとき</p>
---	---

### 八 選挙運動に関する事項

<p>選挙運動者の區別</p>	<p>法定運動者（選挙事務長、選挙委員、選挙事務員） 獨立運動者（議員候補者と契約關係ない者。他人の指揮をうけず自由意思によつて活動する者。議員候補者と何等の債權關係の生じない者。馬志行爲により活動する者。自己の感情より自己の崇拜する人物のため活動する者。自己と政見を同じくし主義をとる者。）</p>
-----------------	--

<p>法定運動者の資格 獨立選挙運動者の運動制限 立候補届出前の運動 届出前の運動費は選挙費用に計算 選挙事務長</p>	<p>選挙事務長、選挙委員、選挙事務員は選挙権がなくてはなれぬ 選挙事務に關係ある官吏および吏員もなれない 演説をすること 推薦状を出すこと この行爲は立候補届出前の選挙運動として特に許される 立候補届出前の選挙運動は内務省における衆議院議員選挙法第九十六條の行政解釋により一切違法となつてゐたが大審院がこれと異なる解釋を下したので、内務省でも今回の選挙からこの解釋を改めた 即ち議員候補者たらんとする者その他の運動者になしたる演説または推薦状による選挙運動は、立候補届出前においてなすも違法でないこととなつた 前項のために支出した費用は、何れも立候補準備のために要した費用に包含され、従つて當該候補者の選挙運動費中に加算される 選挙事務長となり得る者は 議員候補者自身 議員候補者から選任したもの 議員候補者を推薦届出したものが議員候補者の承諾を得て選任したもの 議員候補者を推薦届出したもの 議員候補者を推薦届出したものが議員候補者の承諾を得ないで選任したもの 選挙事務所の設置</p>
--	---

選挙事務長の異動

選挙事務長の代理行爲

府県知事が選挙事務長をやめさせる場合

選挙委員及選挙事務員の數

府県知事が選挙委員、選挙事務員をやめさせる場合

選挙委員、選挙事務員

選挙委員、選挙事務員の選任、解任

以上の権限執行の場合には必ず警察署へ届出ること

異動の場合には議員候補者および選任者から必ず選挙区内の警察官署の一に文書をもってその都度届出ること

選挙事務長は自ら候補者および選任者に通知して解任することができる

選挙事務長に代つてその職務を行ふものも選挙事務長と同一の取扱をうける

選挙事務長に故障あるときは選任者が代理行爲をつとめることができる

推薦届出者が選任者と同一人の場合、その者に故障あれば議員候補者が代理行爲をつとめることができる

議員候補者の承諾を得ないで選挙事務長となつてゐる者が故障の時は代理行爲が許されない

選挙事務長が選挙権を有せない場合

選挙事務長が選挙事務に關係ある官吏または吏員となつた場合

選挙區の配當議員數をもつて選挙人名簿記載の選挙人數を除して得たる數一萬以上なるときは通じて二十人、一萬未満なるときは通じて十五人

府県知事は選挙の期日の告示後直ちに前項の數を告示する

規定の數を超えて選任してあると認めるときはその超過した數だけ

選挙委員、選挙事務員が選挙権を有せざるものであるとき

選挙事務に關係ある官吏または吏員となつたとき

選挙事務長から解任される場合は文書をもって通知をうけること

の進退

選挙事務所の數

選挙事務所の設けられない場所

休憩所の設置は許されない

府県知事が選挙事務所に閉鎖を命ずる場合

選挙運動のためにする文書圖書の種類

選挙運動のためにする文書圖書取締

選挙委員、選挙事務員自身が解任するときには文書をもつてその意思を選挙事務長に表示すると  
選挙區の配當議員數をもつて選挙人名簿記載の選挙人數を除して得た數が一萬以上なるときは  
三ヶ所、一萬以下なるときは二ヶ所  
府県知事は選挙の期日の告示後直ちに選挙事務所の數を告示する

選挙の當日に限り投票所の入口から直線三町以内の地域

選挙運動のため休憩所およびこれに類似のものは設置することを許されない

選挙事務長以外のものが勝手に選挙事務所を設置した場合

規定の數を超えて選挙事務所を設置した場合はその超過した數だけ

書籍、雑誌、パンフレット、リーフレット、ビラ

文字をもつて思想を表はしても繪畫をもつて表はしてもよい

日本文字でも外國文字でもかまはない

文書圖書の頒布または掲示は表面に氏名住所を記載すること

引札は二度刷または二色以下で長さ一尺、幅七寸以内

選挙運動に使用する名刺の用紙は白色

立札、看板は議員候補者一人につき通じて百五十個以内で白色に黒色を用ひたるものに限り縦

九尺、横二尺以内

立札、看板は選挙事務所を設けた場所の入口から一町以内の區域では選挙事務所一ヶ所につき通じて二個を超ゆることを得ない

演説告知用ポスターの敷

禁止された選挙運動

演説会場貸與

文書圖書の頒布または掲示は選挙の当日に限り投票所を設けた場所の入口から直線三町以内の区域ではできない  
航空機をつかつて文書圖書の頒布は出来ない  
立札、看板の貼付又は掲示は承諾を得ずして他人の土地または丁作物に勝手にすることは出来ない  
立札、看板以外の文書圖書はこれを貼付し又は掲示することが出来ない  
張札は演説會の爲にするもののみその會場だけに許される

議員候補者、選挙事務長及びこれと意思を通じて第三者が演説告知用ポスターを使用する場合はその敷は立候補届出前と後たるを問はず前後を連算して三千枚となすこと  
立候補届出前において第三者が立候補者及び選挙事務長と意思を通じて前項の行爲をなす場合は立候補届出後と同じく一演説會につき三十枚限りとする事  
戸別訪問  
面接運動(連続して個々の選挙人に)  
電話運動(連続して個々の選挙人に)

公立學校、その他勅令を以て定めた營造物を演説による選挙運動のため使用することができる  
演説會場を使用する營造物は府縣、市町村、市町村組合、町村組合、商工會議所、農會等の管理に屬するもので  
▲公賣堂 ▲議事堂 ▲地方長官が特に指定した營造物  
使用すべき營造物が演説會のため事務に支障を來す場合は府縣知事は特令を出して使用の制限をすることができる  
公立學校使用の際は學校長の命令に隨はねばならぬ

郵便物の無料送達は許されない

公立學校使用時間は選挙期日の告示があつた日から選挙の前日まで毎日午前八時から午後十二時まで一日一回五時間以内とする  
演説會に使用できる營造物で使用料をとつてもよいものは使用料の請求ができる  
演説會場の使用は各候補者平等の取扱をうけるものである  
衆議院議員選挙の場合は議員候補者または議員候補者推薦届出人は選挙人一人に付一通の選挙運動のために無料郵便物送達を許すが府縣會議員選挙の場合は許されない

### 九 選挙運動費に関する事項

選挙運動の費用  
選挙費用の支出  
選挙運動の費用と見られないもの

選挙區の議員敷をもつて選挙人名簿記載の選挙人数を除いたものに四十錢を乗じて得た額  
府縣知事は選挙期日の告示後直に前項の額を定めて告示する  
立候補準備のための費用は別として選挙運動の費用は全部選挙事務長が支出の権を有する  
獨立運動者のたず演説または推薦状による選挙運動費用は選挙事務長の承諾を得る必要がない  
議員候補者が乗車した船車馬賃  
選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した費用  
選挙委員または選挙事務員が獨立して支出した費用  
獨立選挙運動者として終始したものが獨自で支出した費用

選挙運動費の精算

運動者のうける供給と  
實費と報酬

選挙事務長解任解任と  
選挙運動費の計算に關  
する關係  
選挙關係書類に對する  
警察權の活動

立候補準備のため議員候補者および選挙事務長が各自勝手  
の意思で支出した費用  
但し立候補前でも兩者の意思を通じて支出したものは選挙費用として加算される  
選挙事務長は勅令で定められた帳簿記載の費用を選挙期日から十四日以内に選挙事務長選任の  
届出をした警察官署を経て府縣知事へ届出ねばならぬ  
以上の届出をうけた府縣知事はこれを告示せねばならぬ  
法定運動者(選挙事務長、選挙委員、選挙事務員)は選挙運動のために要する飲食物、船車馬等  
の供給、及び旅費實費、宿泊料實費その他の實費の辨償を受けることができる  
獨立運動者(篤志運動家、第二運動者)も演説または推薦状により運動をなす場合に要する實費  
の辨償を受けることができる  
選挙事務員は選挙運動をなすために報酬を受けることができるがその他の運動者はうけるこ  
とはできない  
選挙事務長が解任したり解任となつた場合は自己の責任期間に屬する分の計算をなし、これを  
新選挙事務長または新に事務長の行爲を行ふものに引繼がねばならぬ  
引繼をうけた後継事務長は前任者の責任を分擔しない  
行政警察の取締監督權を行使する場合は選挙期日後であらねばならぬ  
司法警察上の搜查權を行使する場合は選挙期日の前後を分たない

10 選挙の罰則に關する事項

罰則の適用

詐つて選挙人となつた  
罪

選挙人に對する利益供  
與の罪

議員候補者に對する利  
益供給の罪

府縣會議員選挙に對しては衆議院議員選挙法の罰則を全部適用される  
本罰則は特別法であるから犯罪行爲が刑法の法規に觸れる點があつても刑法の併用は許されな  
い  
罰則の主なるものを掲げると左の通りである  
詐欺の方法を以て選挙人名簿に登録された者又は投票の際本人であると偽つて宣言した者は百  
圓以下の罰金  
(イ)當選を得又は得しめない目的を以て選挙人又は選挙運動者に對し金錢、物品その他財産上  
の利益もしくは公私の職務の供與、その供與の申込若くは約束をなし、又は響應接待、その申  
込若くは約束をした時  
(ロ)右と同一の目的を以て選挙人又は選挙運動者に對しその者又はその者の關係してゐる社寺  
學校、會社、組合、市町村などに對する用水、小作、債權、寄附その他特殊の直接利害關係を  
利用して誘導した時  
(ハ)投票を爲し又はなさないこと、選挙運動をなし又はそれを止めることもしくはその周旋勸  
誘をしたことの報酬とする目的を以て選挙人又は選挙運動者に對し金錢、物品その他の利益供  
與又はその申込をした時  
(ニ)利益の供與、響應接待を受け又はそれを要求し、もしくはこれらの申込を承諾した時  
(ホ)前四項の行爲に關し周旋又は勸誘を爲した時  
以上の行爲をしたものは二年以下の懲役、禁錮、又は千圓以下の罰金  
議員候補者たること若くは議員候補者となることを止めさす目的で、議員候補者若くは議員候  
補者たんとする者に對し前掲(イ)(ロ)の行爲をした時

暴行、威逼、妨害の罪

官吏、吏員に關する罪

當選を辭退さす目的で當選人に對し前掲(イ)(ロ)の行爲をした時  
 議員候補者たること若くは議員候補者たらんとすることを止めたこと、當選を辭したこと、又はその周旋勸誘をしたことの報酬とする目的を以て、議員候補者であつた者、議員候補者たらんとした者又は當選人であつた者に對し前掲(イ)の行爲をなした時  
 前二項に關する供與、饗應接待を受け若くは要求し、これが申込を承諾、誘導、督促周旋勸誘をした時  
 以上の行爲をした時は三年以下の懲役、禁錮又は二千圓以下の罰金  
 選舉人、議員候補者、議員候補者たらんとする者、選舉運動者、當選人等に對し暴行又は威力を加へ又は之を拐引した時  
 交通又は集會の便を妨げ又は演説を妨害しその他偽計詐術等を以て選舉の自由を妨害した時選舉人、議員候補者、議員候補者たらんとする者、選舉運動者若くは當選人又はその關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附その他特殊の利害關係を利用して選舉人、議員候補者、議員候補者たらんとする者、選舉運動者または當選人を威逼した時以上の行爲をした者は三年以下の懲役、禁錮、または二千圓以下の罰金  
 選舉に關し官吏または吏員が故意にその職務を怠りまたは職權を濫用して選舉の自由を妨害した時は三年以下の禁錮  
 官吏または吏員が選舉人に對し投票せんとしたまたは投票したる被選舉人の氏名の表示を求めた時は三月以下の禁錮または百圓以下の罰金  
 選舉事務に關係ある官吏、吏員、立會人、監視者等が選舉人の投票した被選舉人の氏名を表示した時は三年以下の禁錮又は千圓以下の罰金、その表示した事實が虚偽であつても同様

投票所、開票所關係の罪

騒擾の罪

兇器携帯の罪

氣勢を張るの罪

投票所又は開票所において正當の事由なしに選舉人の投票に干渉し、又は被選舉人の氏名を認知する方法を行つた者は一年以下の禁錮又は五百圓以下の罰金  
 法の定める所に依らないで投票箱を開き又は投票箱中の投票を取出した者は三年以下の懲役又は禁錮、二千圓以下の罰金  
 投票管理者、開票管理者、選舉長、立會人もしくは選舉監視者に暴行脅迫を加へ、選舉場、開票所、投票所等を騒擾し、又は投票、投票箱その他の關係書類を抑留、毀壞奪取した者は四年以下の懲役又は禁錮  
 多數の者が集合して選舉人、議員候補者、選舉運動者、當選人等に對し暴行又は威力を加へもしくは拐引した場合、又は前項にかゝけた如き騒擾をなした場合は(一)首魁は一年以上七年以下の懲役又は禁錮(二)他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けた者は六月以上五年以下の懲役又は禁錮(三)附和隨行したものは百圓以下の罰金又は科料に處せられる  
 前項と同じ罪を犯すため多數の者が集合し係りの公務員から解散を命ぜられること三回以上に及ぶも解散しない時は首魁は二年以下の禁錮、その他のものは百圓以下の罰金又は科料  
 選舉に關し銃砲、刀劍、棍棒その他人を殺傷するに足る物件を携帯した者は二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金  
 前記の物件を携帯して選舉會場、開票所又は投票所に入つたものは三年以下の禁錮又は二千圓以下の罰金  
 選舉に關し多數集合し若くは隊伍を組んで往來しまたは煙火、松明の類を用ひもしくは鐘鼓、喇叭の類を吹鳴らし旗幟その他の標章を用ふる等氣勢を張るの行爲をし、警察官吏の制止を肯じない者は六月以下の禁錮または三百圓以下の罰金

選挙人でない者が投票した罪

投票偽造の罪

選挙権及被選挙権の停止

言論文章に関する罰則

選挙人でない者が投票した時は一年以下の禁錮または五百圓以下の罰金  
氏名を詐稱しその他詐偽の方法を以て投票した者は二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金  
投票を偽造し又はその数を増減した者は三年以下の懲役、禁錮又は二千圓以下の罰金  
選挙事務に係る官吏、吏員立會人又は監視者が前項の罪を犯した時は五年以下の懲役、禁錮又は二千圓以下の罰金

この罰則によつて罰金の刑に處せられた者は、その裁判確定の後五年間、禁錮以上の刑に處せられた者はその裁判確定後刑の執行を終る迄、又は刑の時効による場合を除く外、刑の執行の免除をうける迄の間及その後五年間府縣會議員の選挙権及被選挙権を有しない。禁錮以上の刑に處せられた者につきその裁判確定の後刑の執行を受けることなきに至るまでの間もまた同じ但し情状によつては右の規定を適用せずまたはその期間を短縮されることもある

演説または新聞紙、雜誌、引札、張札その他何等の方法をもつてするに拘らず選挙罰則に定むる罪を犯さしむる目的をもつて人を煽動したものは一年以下の禁錮または五百圓以下の罰金に處せられる

但し新聞紙及び雜誌にあつてはなほその編輯人および實際編輯を擔當したるものも罰する  
演説または新聞紙、雜誌、引札、張札その他何等の方法を以てするに拘らず當選を得または得しむる目的をもつて議員候補者の身分、職業または経歴に關し虚偽の事項を公にし、または當選を得しめざる目的で議員候補者に關し虚偽の事項を公にしたときは二年以下の禁錮または千圓以下の罰金に處し、新聞紙及び雜誌にあつては、なほその編輯人および實際編輯を擔當したるものも罰する  
内務大臣が選挙運動のため頒布したまたは掲示する文書圖書に關し發した命令に違反したるもの

上告裁判はなるべく早くする方針  
選挙犯罪の時効

は百圓以下の罰金に處せられる  
選挙の罰則に關し刑事訴訟となつた場合上告審においては公判期日を五十日前に通告する刑事訴訟法の規定を破り五十日を短縮して機宜公判に附することができる  
投票偽造の罪、投票數増減の罪の時効は一ケ年  
選挙罰則の犯罪中前項を除いた罪の時効は六ヶ月  
但し犯人逃亡したときは一ケ年

— 畢 —

昭和六年九月一日印刷  
昭和六年九月十日發行

昭和七年朝日年鑑附録  
「府縣會議員選舉便覽」

大阪市北區中之島三丁目三番地  
株式會社 朝日新聞社

編輯兼發行  
兼印刷者

大 道 弘 雄

不許複製

大阪市北區中之島三丁目三番地  
株式會社 朝日新聞社

印刷所 大阪朝日新聞發行所

發行所

大阪市北區中之島三丁目三番地

株式會社 朝日新聞社

# 日本經濟統計總觀

四六倍判・壹千參百頁  
背皮・天金・箱入

定價十八圓(内地送料五十四錢)

本書は東西兩社の經濟調査機關を總動員し、  
創刊五十年記念出版として絶大の力を注いだ  
もので、我が近代經濟が生誕して以來半世  
紀に亙る成長記録であり、忠實なる發達史て  
ある。

### ◇ 内容目次 ◇

土地、人口、財政(一般會計、特別會計、租稅、地方財政、公債、財政附表) 貿易、金融(通貨、金利、外國爲替、手形交換、銀行、郵便貯金) 會社、資本、産業(農業、工業、鑛業、水産業、林業) 交通(陸運、海運、通信) 動力、保險、信託、勞働 有價證券(證券取引、證券相場) 商品(物價指數、商品取引、商品相場 商品需給及集散) 外國統計

大東 阪京 朝日新聞發行所



1E-3T  
-3



14.4

675

終

